

岐阜県地域密着型サービス外部評価実施回数に関する事務取扱要領新旧対照表

(傍線は改正部分)

改正後	改正前
<p>岐阜県地域密着型サービス外部評価実施回数に関する事務取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>岐阜県地域密着型サービス評価実施要綱(以下、「要綱」という。)第3条第3項に定める外部評価の実施回数の適用に関する手続きは、次のとおりとする。</p> <p>1 事業者は、外部評価を行わないこととしたい年度の<u>4月25日</u>までに、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村又は広域連合(以下、「市町村等」という。)へ、別紙1及び別紙2を提出するものとする。</p> <p>ただし、別紙2は、同様の内容がわかる書類にかえることができる。</p> <p>2 別紙1及び別紙2の提出を受けた市町村等は、要綱第3条3項に規定する要件について、審査し、外部評価を行わないこととしたい年度の<u>5月20日</u>までに、別紙3を添付して県へ提出するものとする。</p> <p>3から5まで 略</p>	<p>岐阜県地域密着型サービス外部評価実施回数に関する事務取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>岐阜県地域密着型サービス評価実施要綱(以下、「要綱」という。)第3条第3項に定める外部評価の実施回数の適用に関する手続きは、次のとおりとする。</p> <p>1 事業者は、外部評価を行わないこととしたい年度の<u>4月10日</u>までに、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村又は広域連合(以下、「市町村等」という。)へ、別紙1及び別紙2を提出するものとする。</p> <p>ただし、別紙2は、同様の内容がわかる書類にかえることができる。</p> <p>2 別紙1及び別紙2の提出を受けた市町村等は、要綱第3条3項に規定する要件について、審査し、外部評価を行わないこととしたい年度の<u>4月末</u>までに、別紙3を添付して県へ提出するものとする。</p> <p>3から5まで 略</p>